

### 第3章 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5ヵ年計画とします。

### 第4章 計画の推進体制と進捗管理

#### 《推進体制》

私たちが生活をしていくためには、一人一人が「食」に関する正しい考え方を認識し、食事の摂り方についても乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期そして高齢期とそれぞれのライフステージに従い適切に対応し、生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるように取り組んでいくことが大切です。

そのためには、家庭、地域、職場や保育所・幼稚園・学校、生産、加工・流通をはじめとする関係者及び消費者や行政が一体となり、食育の推進を展開していける体制づくりに取り組みます。

#### 《進捗管理》

食育推進計画の策定、及び食育に関する施策の進捗管理については、食に関しての学識経験を有する者、食育の推進に関係する団体の役員又は職員、関係行政機関の委員又は職員、町の職員などで組織される大和町食育推進会議において食育の推進に関する重要事項を審議し、食育に関する施策の実施を推進します。

